

# 市からの 連絡帳

## 届け出

### 西東京市民カードは 破損などの理由で交換可能です

表面の8桁の番号が金色のカードは割れやすくなっています。交換をご希望の方は市民課(田無庁舎2階、防災・保谷保健福祉総合センター1階)、出張所へお持ちください。

**持**●対象の西東京市民カード ●来庁者の本人確認ができるもの(運転免許証・旅券・健康保険証<sup>※</sup>)

※代理人による申請の場合は委任状が必要

※カード表面の8桁の番号が判別できない場合は、お問い合わせください。

### 西東京市民カード・ほうや市民カードは引き続き大切に保管してください

現在発行されている西東京市民カード・ほうや市民カードのうち、印鑑登録がされているものは、市民課窓口で印鑑登録証明書を請求する際に提示する「印鑑登録証」として必要となりますので、大切に保管してください。  
※マイナンバーカードは印鑑登録証ではありません。市民課窓口で印鑑登録証明書を請求する場合は、印鑑登録証(令和2年8月31日以前発行の西東京市民カード・ほうや市民カードのうち印鑑登録がされているもの、旧田無市、旧保谷市の印鑑登録証を含む)をご持参ください。印鑑登録をされていてマイナンバーカードをお持ちの方は、証明書コンビニ交付サービスの利用が可能です。

▶市民課 **田** ☎042-460-9820  
**保** ☎042-438-4020

### マイナンバーカード 申請受付出張窓口

マイナンバーカードの交付申請のための出張窓口を開設し、申請のお手伝いをします。マイナンバーカードの申請がまだお済みでない方、カードを作りたいが申請方法がよく分からないという方は、ぜひご利用ください。  
※顔写真撮影サービス<sup>あり</sup>

日程	場所
8月3日(水)	住吉会館ルピナス
8月9日(火)	下保谷福祉会館

午前10時～正午・午後1時30分～4時  
**持**●ID入り申請書(QRコードが載っている国から送付された申請書・切り離していない通知カード<sup>※</sup>)

●名前が確認できるもの1点(キャッシュカード・健康保険証<sup>※</sup>)

**問**マイナンバー専用ダイヤル

**☎**042-460-9845

▶市民課 **田** ☎042-460-9820

**保** ☎042-438-4020



## 年金

### 国民年金保険料の クレジットカード納付

国民年金保険料はクレジットカードで納付することができます。ご希望の場合は、**問**へ申込が必要です(郵送可)。※自動引き落としのため、金融機関などの窓口でクレジットカードを直接提示・お支払いをする必要はありません。

申出書は保険年金課(田無庁舎2階)、市民課(防災・保谷保健福祉総合センター1階)で配布しています。

※日本年金機構 **HP** からダウンロード可  
※被保険者とクレジットカードの名義人が違う場合は、同意書も必要

日本年金機構 **HP**



**□納付方法**  
毎月納付・6カ月前納・1年前納・2年前納から選択(前納割引<sup>あり</sup>)

**□申込期限**  
●毎月納付…随時受付  
※引き落とし開始時期は**問**へ  
●6カ月前納(10月分から開始)…8月末日、(令和5年4月分から開始)…令和5年2月末日  
●1年前納・2年前納(令和5年4月分から開始)…令和5年2月末日

※過去の未納分や一部免除承認済み期間はクレジットカード納付の利用不可  
**問** 武蔵野年金事務所

**☎**0422-56-1411(ナビダイヤル)

▶保険年金課 **田**  
**☎**042-460-9825

## 子育て

### ひとり親家庭の就業支援

母子家庭のお母さんや父子家庭のお父さんを対象に就職・転職・資格取得などの支援をします。また、児童扶養手当を受給している方で自立・就労に意欲のある方には、面接のうえ自立のためのプログラムを策定することができます(生活保護を受給していない方が対象)。相談者の意向に沿って、継続的にお手伝いします。

**□面接日時** (月)・(火)・(水)・(金)午前10時～午後4時(8月6・20日(土)午前9時～11時・8月9日(火)午後5時～7時は時間外で就業相談を行います)  
※面接は予約優先。詳細はお問い合わせください。

**□ハローワーク臨時窓口**

●8月9日(火)午後5時～7時

●8月20日(土)午前9時～11時

▶子育て支援課 **田** ☎042-460-9840

### 乳・子医療証の現況届

現在**乳**・**子**医療証をお持ちで、更新手続きの必要な対象者へ「現況届」を送付します。必要書類を添えて提出してください。

**対**●市外に住民登録がある ●令和4年度の課税状況が公簿で確認できない(1月2日以降の転入者<sup>※</sup>) ●過年度未提出<sup>※</sup>

**場**●窓口：子育て支援課(田無第二庁舎2階) ●回収ポスト：市民課(防災・保谷保健福祉総合センター1階)・出張所  
**□提出期限** 8月19日(金)

※申請時の届出事項(加入保険<sup>※</sup>)に変更があり、変更届を未提出の方は早めにお手続ください(出張所では受付不可)。

▶子育て支援課 **田** ☎042-460-9840

## 福祉

### 「介護保険と高齢者福祉の 手引き」改訂版を発行

介護保険サービスや高齢者福祉サービスを円滑に利用するための情報を掲載しています。ぜひご利用ください。

**□配布場所** ●高齢者支援課(防災・保谷保健福祉総合センター1階、田無第二庁舎1階) ●出張所 ●地域包括支援センター

**□配布開始** 7月19日(火)から

▶高齢者支援課 **保** ☎042-439-4425

## 暮らし

### 用地測量等説明会

西武鉄道新宿線(井荻駅～西武柳沢駅間)連続立体交差事業および鉄道付属街路・特殊街路と区画街路事業の用地測量等説明会を開催します。

※全て同内容。手話通訳<sup>あり</sup>。1人1回<sup>まで</sup>

※当日、直接会場へ。30分前開場

●**時/場**7月27日(水)午後6時30分～8時/西東京市立東伏見小学校

●**時/場**7月28日(木)午後6時30分～8時/練馬区立関町北小学校(練馬区関町北5丁目)

●**時/場**7月29日(金)午後6時30分～8時/杉並区立三谷小学校(杉並区上井草3丁目)

●**時/場**7月30日(土)午後2時～3時30分/練馬区立上石神井中学校(練馬区上石神井4丁目)

**問**東京都建設局道路建設部計画課  
**☎**03-5320-5348

▶交通課 **保** ☎042-439-4435

### 防災市民組織補助金等説明会

**時**7月30日(土)午前10時30分

**場**防災・保谷保健福祉総合センター6階

**内**組織の新規結成や補助金の申請手続方法<sup>※</sup>

**対**市内で自主的な防災活動を行い次のいずれかに該当する組織

●防災市民組織に登録済みの団体  
●防災市民組織への登録や団体の立ち上げを検討している団体<sup>※</sup>

**申**7月25日(月)までに、メールで件名「防災市民組織補助金等説明会」・組織名・参加者氏名・メールアドレスを下記へ

※詳細は市 **HP** をご覧ください。

▶危機管理課 **保** ☎042-438-4010

✉kikikanri@city.nishitokyo.lg.jp

### 防災行政無線音達調査

市では、市内に設置している屋外スピーカーから、防災情報などの放送を実施しています。「聞こえ方」の改善のため、試験放送による音達調査を実施します。

**時**7月下旬～8月下旬

※(土)・(日)・(祝)を除く

**場**市内設置の屋外スピーカー

※詳細は市 **HP** をご覧ください



## 「限度額適用認定証」・ 「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新

### 国民健康保険

認定証の有効期限は7月31日(日)です。既にお持ちの方も申請が必要です。

**場**保険年金課(田無庁舎2階)・市民課(防災・保谷保健福祉総合センター1階)

**持**●来庁者の本人確認ができるもの  
●認定証を作る方の保険証 ●マイナンバー確認書類

**□認定証とは**

所得や年齢に応じて、1カ月間に医療機関へ支払う医療費の自己負担限度額が決まっています。国保加入者が上記認定証を医療機関に提示すると、1

医療機関の1カ月間の会計を所定の限度額に抑えられます。支払った医療費が限度額を超えた方には、高額療養費の申請書を後日送付します。

**□70～74歳の方へ**

所得区分によっては、高齢受給者証が認定証の役割を兼ねている方もいます。認定証の申請が必要かどうかについては、下記までお問い合わせください。

▶保険年金課 **田**  
**☎**042-460-9821

### 後期高齢者医療保険

認定証の有効期限は7月31日(日)です。現在、認定証をお持ちで、8月1日(月)から下記に該当する方には、更新した認定証を7月下旬に郵送します。

**□限度額適用認定証の対象の方**

被保険者証の一部負担金の割合が3割負担で、後期高齢者医療制度に加入している同じ世帯の最も高い住民税課税所得者が次のいずれかに該当する方

①現役並み所得Ⅰ…課税所得145万円以上380万円未満の世帯の方

②現役並み所得Ⅱ…課税所得380万円以上690万円未満の世帯の方

**□限度額適用・標準負担額減額認定証の対象の方**

被保険者証の一部負担金の割合が1割負担で、住民税非課税世帯であり次

のいずれかに該当する方

③区分Ⅰ…世帯全員の所得が0円の方(公的年金収入は80万円を控除、給与収入は給与所得控除後さらに10万円を控除し計算)または老齢福祉年金を受給している方

④区分Ⅱ…③に該当しない方  
※認定証を持っておらず、①～④に該当する方は要申請(認定証を入院・外来時に提示することで医療機関の保険適用負担額が限度額までとなり、③・④に関しては食事代も減額されます)

**問**制度について…東京いきいきネット **HP** または東京都後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター **☎**0570-086-519(PHS・IP電話からは **☎**03-3222-4496)

※平日午前9時～午後5時

▶保険年金課 **田** ☎042-460-9823